

令和5年度 亀岡中部農地整備事業
桂川西工区雨水排水路その1工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和5年度亀岡中部農地整備事業桂川西工区雨水排水路その1工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（9月版）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、排水路整備を建設するものである。	
2. 工事場所	京都府亀岡市大井町並河地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L= 374.40m 内訳 第26号支線(A)排水路 L型水路 B4500×H2100 L= 64.9m 第25号支線(A)排水路 L型水路 B4500×H2100 L= 99.5m 第24号支線(A)排水路 L型水路 B4500×H2100 L=202.0m ボックスカルバート B4500×H2100 L= 8.0m	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている270日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和6年12月22日（工事完了期限日）まで 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	支障物（電柱等）が存在するほ場については、支障物移設後に施工するものとする。	

項目	内容	摘要												
2. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は18日（月平均）と想定している。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。													
3. 寒中コンクリート	1）本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2）受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。 3）受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。													
第4章 現場条件														
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。													
2. 関連工事	本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th><th>工期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その1工事</td><td>令和5年11月10日～ 令和6年8月30日</td><td></td></tr> <tr> <td>令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その2-1工事</td><td>令和5年11月10日～ 令和6年8月30日</td><td></td></tr> <tr> <td>令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その2-2工事</td><td>令和5年11月10日～ 令和6年8月30日</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工事名	工期	備考	令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その1工事	令和5年11月10日～ 令和6年8月30日		令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その2-1工事	令和5年11月10日～ 令和6年8月30日		令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その2-2工事	令和5年11月10日～ 令和6年8月30日		
工事名	工期	備考												
令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その1工事	令和5年11月10日～ 令和6年8月30日													
令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その2-1工事	令和5年11月10日～ 令和6年8月30日													
令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その2-2工事	令和5年11月10日～ 令和6年8月30日													
3. 第三者に対する措置														
(1) 騒音・振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。													
(2) 境界対策	1）地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2）本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。													
(3) 濁水処理対策	本工区の施工に伴う排水については、別工事により設置した濁水処理施設に流下させ、濁水を直接河川に流さないよう心がけなければならない。また、施工中は極力濁水を発生させないように注意するものとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策を講ずる必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。													
(4) 保安対策	本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。													

項目	内容	摘要
(5) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。	
(6) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。 なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。 このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。 なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。	
(7) 防塵対策	本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。	
(8) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。	
4. 環境配慮対策	本事業では、土地改良法の主旨及び地域住民の強い関心等を踏まえ、周辺環境への配慮を計画しており、生態系及び景観への配慮に重点をおいているため、環境・景観へ配慮した工法について、変更及び追加する場合がある。 なお、工法の変更及び追加については、設計変更の対象とする。	
第5章 仮設		
1. 仮設排水路	本工事において排水路が完成するまでの間、別工事にて施工した仮設排水路により流下させるものとする。 ただし、現場条件等によりこれにより難しい場合は監督職員と協議すること。	
2. 水替工	本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水または湧水の処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第6章 工事用地等		
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。	
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。	
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。	
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。	
第8章 工事用材料		
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。	

項目	内容	摘要																					
2. 見本又は資料提出	1) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295A・SD345 JIS G 3112																						
	2) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。																						
	<table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スラブ (cm)</th><th>粗骨材の最大寸法(mm)</th><th>水セメント比W/C (%)</th><th>セメントの種類 による記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65以下</td><td>BB</td><td>均しコンクリート</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25</td><td>60以下</td><td>BB</td><td>一般構造物</td></tr></table>	種類	呼び強度 (N/mm2)	スラブ (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比W/C (%)	セメントの種類 による記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	均しコンクリート	鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	BB	一般構造物	
	種類	呼び強度 (N/mm2)	スラブ (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比W/C (%)	セメントの種類 による記号	使用目的																
	無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	均しコンクリート																
	鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	BB	一般構造物																
	※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。																						
	4) コンクリート二次製品 鉄筋コンクリートL型水路	農業土木事業協会型																					
	5) その他 水膨張止水材	JIS A 6909																					
	目地板	JIS A 6909																					
1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																							
<table><tr><th>材料名</th><th>提出物</th></tr><tr><td>コンクリート</td><td>計画配合表、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>ミルシート</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr></table>	材料名	提出物	コンクリート	計画配合表、試験成績書	鋼材	ミルシート	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	その他資材	カタログ、試験成績書等													
材料名	提出物																						
コンクリート	計画配合表、試験成績書																						
鋼材	ミルシート																						
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																						
その他資材	カタログ、試験成績書等																						
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。																						
第9章 施工 1. 一般事項 (1) 一般事項	<table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>時期</th></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	時期	コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査													
	材料名	検査・試験項目	時期																				
	コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																				
	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																				
	1) 工事施工に先立ち、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等を確認し、工事期間中に障害等が起きないように施工計画を立てなければならない。 また、共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画には、降雨並びに運土に伴う防災対策等について記載しなければならない。																						
	2) 対象工区外から流入する排水は仮設水路を用いて工区外へ排出し、排水路完成後は、同排水路を用いて排水するものとする。 また、施工中に工区内で発生する地表水または地下水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。																						
	3) 生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行うものとする。 なお、発生する産業廃棄物は、ピットやビッセル等を設置して処理するものとする。																						
	4) 測量、施工及び耕作に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行う																						

項目	内容	摘要																																								
	ものとする。 また、工事完成時もしくは部分使用時に、ほ場、畦畔、水路及び道路法面に草類がある場合においても刈り取りを行うものとする。 なお、刈り取りは設計変更の対象としない。 5) 受注者は任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。 6) 下表に示す施設の施工にあたっては、施工に先立ち基礎地盤の地盤支持力を確認し、監督職員に報告しなければならない。 なお、表に示す支持力がないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>工種</th><th>設計地盤支持力</th><th>調査方法</th></tr><tr><td>24号支線(A)排水路 (現場打ちボックスカルバート)</td><td>81.823kN/m2</td><td>平板載荷試験</td></tr></table>	工種	設計地盤支持力	調査方法	24号支線(A)排水路 (現場打ちボックスカルバート)	81.823kN/m2	平板載荷試験																																			
工種	設計地盤支持力	調査方法																																								
24号支線(A)排水路 (現場打ちボックスカルバート)	81.823kN/m2	平板載荷試験																																								
(2) 基準点	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。																																									
(3) 標準図面集	工事施工は、別添図面の他、「亀岡中部農地整備事業標準図面集」(以下「標準図面集」という。))により行うものとする。 なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協議するものとする。																																									
(4) 検測又は確認 (施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 3) 遠隔確認の対象工種については、特別仕様書第10章(4)工事現場等の遠隔確認についての1)により決定する。 <table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度 (一般監督)</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">掘削・盛土</td><td>地質状況</td><td>地質変化時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>地耐力</td><td>軟弱地盤出現時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>湧水状況</td><td>湧水出現時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>取合い工</td><td>既設構造物の取付工</td><td>施工前、完了後</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>二次製品水路</td><td>布設基盤状況</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>布設</td><td>止水材設置状況</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">鉄筋組立</td><td>かぶり</td><td>1スパン目鉄筋組立後</td><td rowspan="2">指示による</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>中心間隔</td><td>以降、構造変更ごとに1箇所</td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考	掘削・盛土	地質状況	地質変化時	指示による		地耐力	軟弱地盤出現時	指示による		湧水状況	湧水出現時	指示による		取合い工	既設構造物の取付工	施工前、完了後	指示による		二次製品水路	布設基盤状況	初期施工段階で1箇所	指示による		布設	止水材設置状況	初期施工段階で1箇所	指示による		鉄筋組立	かぶり	1スパン目鉄筋組立後	指示による		中心間隔	以降、構造変更ごとに1箇所	
工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考																																						
掘削・盛土	地質状況	地質変化時	指示による																																							
	地耐力	軟弱地盤出現時	指示による																																							
	湧水状況	湧水出現時	指示による																																							
取合い工	既設構造物の取付工	施工前、完了後	指示による																																							
二次製品水路	布設基盤状況	初期施工段階で1箇所	指示による																																							
布設	止水材設置状況	初期施工段階で1箇所	指示による																																							
鉄筋組立	かぶり	1スパン目鉄筋組立後	指示による																																							
	中心間隔	以降、構造変更ごとに1箇所																																								
(5) 中間技術検査	本工事が、低入札価格調査制度における調査対象工事となった場合は、以下の内容により、中間技術検査を行うものとする。 1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。)から提示を求められた場合は従わなければならない。																																									

項目	内容	摘要																						
	4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。																							
(6) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。																							
(7) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																							
(8) その他	1) 工事施工に先立ち、極力工区外の排水は、これを遮断し工区内への流入を防ぐものとする。 なお、工事中に滞水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。																							
2. 再生資源等の利用																								
(1) 建設副産物	1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。																							
3. 建設資材等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は想定していない。ただし、発生が確認された場合は、監督職員と協議するものとする。																							
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="7">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法																				
	①仮設		仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	②土工		土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	③基礎		基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					

項目	内容	摘要																									
5. 土工 (1) 掘削	1) 掘削土は埋戻し及び盛土に流用する。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。																										
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し及び盛土は一層の仕上がり厚さが30cm以下になるようにまき出し、施工条件に合った締固め機械により十分締固めなければならない。 2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。																										
6. 排水路工 (1) 共通事項	設計図書に示す排水路は、左右の計画田面高が異なる場合は、各ほ場の排水に支障のないように配置しなければならない。																										
(2) 目地工 (伸縮目地部)	1) 目地挿入部の前処理 目地側壁に付着している異物を除去し、表面を清掃するものとする。 2) 接着材の塗布 目地板にハケで接着材をむらなく塗布し、ヘラにて目地壁面に十分塗りつけなければならない。なお、接着材は、湿潤面に対して接着力の高いものを選定し、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 3) 目地の挿入 目地板は目地部に真っ直ぐに挿入するものとし、ねじれのないよう留意しなければならない。なお、やむを得ず突き合わせ施工が生じる場合は、施工方法及び位置について事前に監督職員の承諾を得るものとする。																										
第10章 施工管理 1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。																										
2. 施工管理 (1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。																										
(2) 施工管理の追加項目	土木工事施工管理基準別表第1を次のとおり変更する。 ①施工管理 <table><tr><th>工 種</th><th>項 目</th><th>管理基準値</th><th>規格値</th><th>測定基準</th></tr><tr><td>施工目地工</td><td>目地の開き</td><td>－3mm～＋4mm</td><td>＋5mm</td><td>50mに 1 箇所(製品 1 個に対し 3 箇所測定)</td></tr><tr><td>伸縮目地工</td><td>目地の開き</td><td>－3mm～＋2mm</td><td>＋3mm</td><td>全箇所(製品 1 個に対し 3 箇所測定)</td></tr></table> ②撮影記録による出来形管理 <table><tr><th>工種</th><th>項目</th><th>撮影頻度</th><th>測定箇所</th></tr><tr><td rowspan="2">伸縮目地工</td><td rowspan="2">目地設置</td><td>50mに 1 箇所</td><td>施工状況、設置延長を撮影する。</td></tr><tr><td>全 1 回</td><td>材料（プライマー、塗布材、目地板等）の総使用量がわかるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。</td></tr></table>	工 種	項 目	管理基準値	規格値	測定基準	施工目地工	目地の開き	－3mm～＋4mm	＋5mm	50mに 1 箇所(製品 1 個に対し 3 箇所測定)	伸縮目地工	目地の開き	－3mm～＋2mm	＋3mm	全箇所(製品 1 個に対し 3 箇所測定)	工種	項目	撮影頻度	測定箇所	伸縮目地工	目地設置	50mに 1 箇所	施工状況、設置延長を撮影する。	全 1 回	材料（プライマー、塗布材、目地板等）の総使用量がわかるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。	
工 種	項 目	管理基準値	規格値	測定基準																							
施工目地工	目地の開き	－3mm～＋4mm	＋5mm	50mに 1 箇所(製品 1 個に対し 3 箇所測定)																							
伸縮目地工	目地の開き	－3mm～＋2mm	＋3mm	全箇所(製品 1 個に対し 3 箇所測定)																							
工種	項目	撮影頻度	測定箇所																								
伸縮目地工	目地設置	50mに 1 箇所	施工状況、設置延長を撮影する。																								
		全 1 回	材料（プライマー、塗布材、目地板等）の総使用量がわかるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。																								

項目	内容	摘要
(3) 工事現場等における遠隔確認について	1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項	
第12章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
3. 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。	

項目	内容	摘要																								
4. 熱中症対策に係る費用の計上	② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。																									
	③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。																									
	④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。																									
	⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。																									
	5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。																									
	6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。																									
	①補正係数	<table><tr><th>項 目</th><th>4週8休以上</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週6休以上 4週7休未満</th></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%(8日/28日) 以上</td><td>25%(7日/28日) 以上28.5%未満</td><td>21.4%(6日/28日) 以上25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table>	項 目	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05
	項 目	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																						
	現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上25%未満																						
	労務費	1.05	1.03	1.01																						
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																							
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																							
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																							
②補正方法	当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。 なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。																									
7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。	<table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週6休以上 4週7休未満</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr></table>	名称	区分	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01												
名称	区分			補正係数																						
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																						
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01																						
	1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する試行工事である。 ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る） イ ドライミスト ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置																									
	2) 1) の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。																									
	3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場か																									

項目	内容	摘要
5. 1日未満で完了する作業の積算	ら最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。 1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算にのみ適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第13章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。	
第14章 天災その他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。 なお、受注者の善良な管理のもとにおいて、浸水被害等が発生した場合にはその損害額の負担について、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。	
第15章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別記様式)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
近畿農政局長
安東 隆 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	令和5年度亀岡中部農地整備事業 桂川西工区雨水排水路その1工事
工 事 場 所	京都府亀岡市大井町並河地内
契約予定年月日	令和6年3月8日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。